

2015年におけるRDA改訂項目

—改訂最終草案に見る—

古川 肇

本論考は、先にRDA改訂の開始から2014年までを扱った「RDA改訂項目総覧」¹⁾の続編である。引き続きRDAにおけるcreatorを「創作者」、instructionを「規定」と訳した。筆者が個人的に重要と評価する項目に下線を施した点も同じである²⁾。

I. 全般

[1]0.6 (コア・エレメント) の改訂 (6JSC/BL/15/rev/Sec final)

次のように0.6のタイトルを"RDA Elements"と改称し、その下位に新たな項目を挿入した。

0.6 RDA Elements

0.6.1 General

0.6.2 Core Elements

0.6.3 Cardinality

0.6.4 Conformance

0.6.5 Section 1: Recording Attributes of Manifestation and Item

...

0.6.12 Section 9: Recording Relationships between Persons, Families, and Corporate Bodies

0.6.1から0.6.4を個別に見てゆくと、0.6.1ではその内容をすべてほかの節へ移した上で、RDAにおけるエレメントが、FRBR, FRAD, FRSADにおけるどの実体の属性と関連を反映したものであるかを述べる。これにより0.6全体を改称した理由が納得できる。0.6.2の内容は主として旧0.6.1から移行したものである。0.6.3では、コア・エレメントのインスタンスが複数存在する場合、一つのみコアであることを規定する。この規定自体は既に2014年に登場している³⁾。0.6.4は旧0.6.1からその一部を移行したものである。

次に、その実態がコア・エレメントのリストであり実務に影響がある0.6.5から0.6.12を見る。体現形と個別資料の記録に関して、出版関係のエレメントがいくつかコア・エレメントから外され ([8]を参照)、個人・家族・団体の記録に関して、一部のエレメントに名称の変更があった。なお、新設された第23章のコア・エレメントについては[33]を参照。

[2]RDAにおける注記と関連するエレメント (related elements) (6JSC/TechnicalWG/2/Sec final/rev)

RDA第3章と第7章に存在する、“Note on ...”という型の条項と“Details of ...”という型の条項の相違を明確にする改訂である。

前者を旧来のままとし後者を改訂した。例えば、3.7.2.4 Details of Emulsion on Microfilm and Microfiche のテキストは、次のように改訂された。この結果、“details of …” がエレメントとみなされて取り出され、用語集 (Glossary) に追加された (▼は用語集に挙げられていることを示す)。この数は46に達する⁴⁾。

(改訂前) Record details of the emulsion on microfilm or microfiche if considered important for identification or selection.

↓

(改訂後) Record **details of emulsion on microfilm and microfiche▼** if considered important for identification or selection. For scope and sources of information, see 3.7.2.1 and 3.7.2.2.

[3]RDA におけるメタメタデータ・エレメント (6JSC/TechnicalWG/1/Sec final/rev)

メタメタデータ・エレメントとは、ほかのエレメントについて記述するエレメントのことで、cataloguer's note, date of usage, scope of usage, source consulted, status of identification, undifferentiated name indicatorがこれに属する。

実際に改訂の対象となったのは、5.7.1.1ほか10の条項 (条項名はすべてScope) における cataloguer's note, source consulted, status of identificationである。これらは[2]の“details of …”と異なり、従来からエレメントとみなされ、用語集にも挙げられていた。

次に改訂の例示として5.7.1.1を掲げる。

The **Status of identification** is an indication of the level of authentication of the data identifying a work or expression.

↓

Status of identification▼ is an indication of the level of authentication of the data identifying an entity.

Status of identification may occur in association with data identifying works, expressions, persons, families, and corporate bodies.

For status of identification in association with data associated with persons, families, and corporate bodies, see 8.10.

なお、cataloguer's noteは、用語集において次のように再定義された。

An annotation that clarifies the selection and recording of identifying attributes, relationship data, or access points for the entity.

II. 第2章

[4]討議資料：2.3.2.6 (総合タイトルおよび個別の内容のタイトル) の任意追加規定における、著作レベルと体现形レベルの混合 (6JSC/DNB/Discussion/2/Sec final)
全体を包括する総合タイトルと、それを構成する各部分のタイトル (以下「個別タイト

ル」) が共存する資料に関する規定である2.3.2.6は、2014年に全体記述を行う場合と分析記述を行う場合に分割されたが⁵⁾、今回さらに次のように改訂された。

文中に任意追加に関する規定として挿入されていた「個別タイトルを関連する著作のタイトルとして記録する。」(下線は筆者) および「総合タイトルを関連する著作のタイトルとして記録する。」は、2.3.2.6 全体が体现形レベルの規定なのに、本タイトルとしないものを著作レベルの要素として記録する、というちぐはぐな規定であった。これを削除して、全体がほぼ次のように改訂された。

- ・全体記述の場合－総合タイトルを本タイトルとして記録し、個別タイトルを、識別やアクセスのために重要と考えられる場合、関連する体现形のタイトルとして記録する。
- ・分析記述の場合－個別タイトルを本タイトルとして記録し、総合タイトルをシリーズのタイトルか、関連する体现形のタイトルとして記録する。

[5]テキストを単語に分割しない言語における、逐次刊行物のタイトルの重要および軽微な変化－新しい表現と規定の提案－ (6JSC/ISSN/4/Sec final/rev/2)

いわゆる CJK 言語圏のカタログの悩みの種だった、逐次刊行物のタイトルの「最初の5語」に関わる改訂である。

重要な変化に関する 2.3.2.13.1 を、①英語のように文を単語に分ち書きする言語の逐次刊行物と、②日本語のように文を単語に分ち書きしない言語の逐次刊行物に二分した。そして、次のように、前者に対して従来の重要な変化に関する規定を横滑りさせ、後者に対して新しい規定を設けた。

2.3.2.13.1 重要な変化

(中略)

2.3.2.13.1.1 テキストを単語に分割する言語と文字

一般に、テキストを単語に分割する言語と文字で記された本タイトルにおいて、以下の変化を重要な変化とみなす。

- a) タイトルの最初の5語(タイトルが冠詞で始まるならば最初の6語)のどれかに、追加、削除、変化、並べ替えが生じた場合。ただし、その変化が軽微な変化として列挙されたカテゴリーの1つ以上に属するときを除く(2.3.2.13.2を参照)。
- b) タイトルの最初の5語(タイトルが冠詞で始まるならば最初の6語)より後のどれかの語に追加、削除、変化が生じた結果、タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示したりする場合。
- c) タイトル中のどこかの位置に含まれる団体名に変化があり、その変化が異なる団体を示すものである場合。

2.3.2.13.1.2 テキストを単語に分割しない言語と文字

一般に、テキストを単語に分割しない言語と文字で記された本タイトルにおいて、以下の変化を重要な変化とみなす。

- a) 本タイトルのどれかの構成要素（即ち、文字または文字群）に追加、削除、変化、並べ替えが生じた結果、タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示したりする場合
- b) タイトル中のどこかの位置に含まれる団体名に変化があり、その変化が異なる団体を示すものである場合

なお、2.3.2.13.2（軽微な変化）も改訂されたが、こちらは従来どおり全言語に共通であり内容も大差ない。

[6]2.4 における責任表示の範囲の拡大、並びに演奏・演技者、ナレーター、プレゼンターに関する規定（7.23）と芸術的・技術的クレジットに関する規定（7.24）の削除
(6JSC/ALA/32/Sec final/rev/3)

第7章における7.23と7.24の両規定がRDA・ISBD間の明快なマッピングを妨げているなどの理由から、これらを第2章の2.4へ統合する改訂であるが、実際には条項番号や項目名を変更することなく、主として次のように改訂した（条項番号順に記す）。

- 2.4.1.1（責任表示の記録の範囲）における、以下の参照の削除
 - 音楽の演奏者が演奏、解釈に限って関与する場合、その演奏者を識別する表示については、7.23を参照。
 - 演奏・演技者、ナレーターおよび（または）プレゼンターを識別する表示については、7.23を参照。
 - 資源の芸術的および（または）技術的制作に寄与した個人を識別する表示については、7.24を参照。
- 2.4.2.3（本タイトルの責任表示の記録）への例示の追加
- 2.17.3.5（表現形の注記の、責任表示に関連するその他の情報）への例示の追加
 - 次に2例を抜粋する。
 - Recordings by Willie Nelson (side 1), Bob Wills and His Texas Playboys(side 2), Asleep at the Wheel (side 3), and Freddy Fender (side 4)
 - Producers, Gary Usher, Curt Boettcher, Terry Melcher, Bruce Johnston, and Brian Wilson; engineer, Bill Fletcher; container notes, Joe Foster; archiving credit, Gary Usher, Jr.
- 7.23 および 7.24の、規定から参照への変更
 - 例えば、7.23.1は平常の規定から次のような参照となった。
 - 著作の演奏・演技、ナレーション、表現に責任を有する個人・家族・団体の記録に関する規定に関しては、2.4と2.17.3を参照。
 - 著作または表現形に結び付く個人・家族・団体の記録に関する規定に関しては、第19章と第20章を参照。
- 用語集からの「Artistic and/or Technical Credit」と「Performer, Narrator, and/or

Presenter」の削除

・索引からの7.23と7.24に係る7語の削除

かつて筆者は、「RDAが演奏・演技者の表示（中略）を表現形のエレメント（7.23）としているのは頷けない。これはAACR2においてこの表示が〔責任表示ではなく〕注記に位置づけられていた過去に拘束されているためと思われる⁶⁾。」と評した。したがって、筆者は遅きに失すると思いつつもこの改訂を歓迎する。

[7]2.4.1.8(責任表示に現れる名詞句)の改訂(6JSC/LC/28/Sec final)

責任表示中の名詞句をどの条件で責任表示の一部とみなすかを明確にした改訂である。

次に、新2.4.1.8の仮訳と例示の一つを示す。

もし名詞または名詞句が、情報源上の順序、レイアウト、タイポグラフィにより、責任表示の一部として意図されていることが示され、かつその〔名詞または〕名詞句が責任表示に挙げられている個人・家族・団体の役割を示しているならば、その名詞または名詞句を責任表示の一部と扱う。

the author John Milton

[8]頒布および製作表示における「識別不可」のエレメントに対する、コア・エレメントの明確化(2.9と2.10)(Clarifying core element status for “not identified” elements in the Distribution and Manufacture Statements (RDA 2.9 and 2.10))

(6JSC/ALA/29/rev/Sec final/rev)

改訂点は主として二つである。一つは[1]で述べたように、頒布表示と製作表示に属するエレメント、および著作権登録年を非コア・エレメントとし、出版関係のコア・エレメントを限定したことである。

他の一つは、場所に関して、国、州等さえ推定できない全く不明なケースに関して条項を立て(後続の項番への影響なし)、“Place of publication not identified”などと記録するよう規定したことである。今までこの種のケースに関する規定がなかったのが奇異に感じられる。

[9]製作(manufacture)の日付という要素の情報源に関する優先順位の制定(2.10.6.2)

(6JSC/ALA/28/Sec final)

従来の2.10.6.2によれば、製作の日付はどこから採用してもよく優先順位もない。これは出版や頒布の日付に関する規定と異なる。そこで、出版の日付に準じて情報源の優先順位を次のように規定した。

- a) 本タイトルと同一の情報源(2.3.2.2を参照)
- b) 資料自体内のその他の情報源(2.2.2を参照)
- c) 2.2.4で規定する別の情報源の一つ

なお、2.7.6.2によれば、制作(production)の日付はどこから採用してもよく優先順位もないが、今回の改訂は、製作の日付に限定した改訂である。

[10]2.12.9.2と2.12.17.2(シリーズ・サブシリーズ内の順序表示の情報源)の改訂

(6JSC/ALA/27/Sec final)

これまで、シリーズ・サブシリーズ内の順序表示の情報源について、2.2.4では、資料自体でなくても最終的にはどこからでも可としているにもかかわらず、2.12.9.2と2.12.17.2では、資料内の情報源からとする矛盾があった。

そこで、2.12.9.2と2.12.17.2を、順序表示は最終的にはどこからでも可、との方針で、情報源を次の優先順位に定めた（シリーズの本タイトルの情報源の優先順位を規定した2.12.2.2にならう）。

- a) シリーズ・タイトル・ページ
- b) 資料自体の中の別の情報源（2.2.2を参照）
- c) 2.2.4で規定する別の情報源の一つ

Ⅲ. 第3章

[11]3.4.3.2と3.21.2.5の改訂の提案（6JSC/MusicWG/5/rev/2/Sec final）

楽譜の数量に関する規定である3.4.3.2の二番目の例外と、キャリアに関する注記3.21の下位規定である3.21.2.5との切り分けが、十分でなかったことを正す改訂である。

改訂の結果、前者で楽譜の数量を1 score and X partsの形式で記録してからテキストの数量を3.4.5の規定により付加し（例：1 score and 1 part (5 pages)）、後者でその詳細を記録できることとなった。

[12]図版の順序に関する規定の明確化（3.4.5.9）（6JSC/ALA/33/rev/Sec final/rev/2）

この箇条を2部分に細分した。各々の項目名と要旨は次のようである。

3.4.5.9.1番号付けされた図版の丁またはページ

- ・資料で使用されるシーケンスごとに、その最後に番号付けられた丁またはページを記録し of plates を付加する。a–d leaves of plates のようにアルファベットを、40 pages, 5 pages of plates のように語を含む場合もある。
- ・図版が丁付けされた材料の両面にある場合は、3.4.5.5（誤解の恐れがあるページ付け）を適用するか、注記として記録する（3.21.2.11（数量のその他の詳細））

3.4.5.9.2番号付けされていない図版の丁またはページ

- ・次のいずれかの場合に記録する。a)番号付けされていないシーケンスが、資料の基本的な部分である場合（3.4.5.8（複雑なまたは不規則なページ付け）を参照）、b)番号付けされていないシーケンスに、注記で触れられる図版が含まれる場合、c)この情報が資料の識別や選択に重要と思われる場合。
- ・記録する場合は次のいずれかのように記録する。a)正確な数量に、unnumbered leaves of plates などと付加、b) approximately、概数、unnumbered leaves of plates などの順に記録。

[13]3.6.1.3（基底材（base material）の記録）と3.6.2（マイクロフィルム・マイクロフィッ

シュ・写真フィルム・映画フィルムの基底材)との統合 (6JSC/BL/16/Sec final)

リンクト・オープン・データの便宜のために、特定資料が対象の規定だった3.6.2を空文にして3.6.1.3へ統合し、acetate等の8語を加えた。併せて3.7.1.3の付加材 (applied material) の用語リストにlacquer等の5語を追加した。

[14]3.6.1.3の基底材と3.7.1.3の付加材への用語の追加 (6JSC/MusicWG/9/Sec final)

音楽資料機関ではオーディオ資料の物理的性質を把握する必要があり、音楽ワーキング・グループは plastic などの用語を増やす要望を提案したが、改訂最終草案としては前項[13]へ統合された。そこで、6JSC/MusicWG/9/Sec final 自体には内容がなく 6JSC/BL/16/Sec final へ参照されている。

IV. 第6-7章

[15] [著作の] タイトル (6.2)を記録する場合の記号の使用 (6JSC/ALA/30/Sec final)

項目名は拙劣だが、著作の優先タイトルを記録する場合に、体现形のタイトルに関する現規定の一部を転用することを明確にした改訂である。即ち6.2.2.8に、タイトルに含まれる導入句 (例: Disney presents)、誤謬、巻号等ごとに異なる日付等の処理については、体现形に関する規定の2.3.1.4-2.3.1.6を適用することを明記した。

これらのうち日付等については省略記号 (スリー・ドット) を用いるが、これまで2.3.1.4に、タイトルに日付等を含む資料として逐次刊行物しか挙げていなかった直後に、多数巻単行資料 (multipart monograph) を加えた。

なお、優先タイトルには別タイトルを含めないことを同じく6.2.2.8に規定した。

[16]6.2.1.9、6.14.2.7.1、付録B.3の改訂提案一部分を指示するnumberまたはほかの言語におけるその同義語の略語 (6JSC/MusicWG/7/rev/Sec final/rev)

著作のタイトルでの略語の使用を例外的に認めていた6.2.1.9に、音楽作品の部分のタイトルにおいてnumber (またはほかの言語におけるこの同義語) の略語を使用する規定を追加した (例: Nr. 32, Sheherazade)。このほか音楽作品の部分の優先タイトルに関する規定である6.14.2.7.1と、略語法を扱う付録Bに、類似の規定を挿入した。なお、音楽作品の優先タイトルの一種であったduetsに関する規定 (6.14.2.6) が削除された。

[17]タイトルがない著作 (6JSC/LC/30/rev/Sec final/rev/3)

多岐にわたる提案に始まり曲折を経た末の改訂であるが、改訂内容の核心は、①「多くの異版をもつサイクルおよび物語」という条項名の6.2.2.6を削除し、「発見不可能か適用不可能な原語のタイトル」(Titles in the Original Language Not Found or Not Applicable) という条項名の条文と差し替えたこと、および②「書写資料および書写資料群」という条項名の6.2.2.7を削除し、「非優先文字で見出されるタイトル」(Titles Found in a Non-Preferred Script) という条項名の条文と差し替えたことである。

この結果、著作の優先タイトルを選択するための規定は、従来の6.2.2.4 (1501年以後に

創作された著作)、同 6.2.2.5 (1500 年以前に創作された著作)、新 6.2.2.6、新 6.2.2.7 の 4 条から構成されることとなった。旧規定の対象だったサイクル・物語や書写資料は、この規定群のいずれかによって扱われると解される。

新6.2.2.6は、原語のタイトルが著作を具体化した資料にも参考資料にも見出せない場合は、次の優先順位で選定する、との趣旨である。

- a) データを作成する機関の優先言語の参考資料に見出されるタイトル
- b) データを作成する機関が考案したタイトル

新6.2.2.7は、著作のタイトルの文字が、データを作成する機関の優先文字と異なるときの規定で、その機関が選定した表に従って翻字する、という趣旨である。

[18]異なる個人・家族・団体による著作の集合(新 6.2.2.11) (6JSC/LC/29/Sec final/rev/2)

第 6 章後半の、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築の部分に存在する「異なる個人・家族・団体による著作の集合」(6.27.1.4) と題する規定に対応する規定が、同章前半の、著作の属性の記録に関する部分に欠けている、という不備を是正する改訂である。

「異なる個人・家族・団体による著作の集合」と題する規定が、6.2.2.11 という従来になかった項番(後続の規定の項番に影響しない)を与えられて新設された。総合タイトルがある場合とない場合とに二分して規定され、後者には個々のタイトルごとに記録する本則と、データ作成者付与タイトル (devised title) により一括して記録する別法が置かれた。

[19]6.14.2.3–6.14.2.6における、音楽作品に対する優先タイトルの選択と記録に関する改訂提案 (6JSC/MusicWG/6/rev/Sec final/rev)

音楽作品の優先タイトルに関する規定の、一般著作の優先タイトルに関するそれへの接近、および個別作品の優先タイトルに関する規定の細分を意図した改訂である。新たな構成を以下に掲げる。下線部分の規定が新たに挿入された。

6.14.2.3 Choosing the Preferred Title for a Musical Work

6.14.2.3.1 Musical Works Created after 1500

6.14.2.3.2 Musical Works Created before 1501

6.14.2.4 Recording the Preferred Title for a Musical Work

6.14.2.5 Recording the Preferred Title for an Individual Musical Work

6.14.2.5.1 Omissions

6.14.2.5.2 Preferred Title Consisting Solely of the Name of One Type of Composition
(旧6.14.2.5と同項目名。)

6.14.2.5.2.1 Choice of Language

6.14.2.5.2.2 Singular or Plural Form

(6.14.2.6 Duets は廃止。)

[20]6.14.2.8における定型的総合タイトル、および用語集における定型的総合タイトルと用語type of composition (楽曲の種類) の定義に関する改訂提案
(6JSC/MusicWG/8/rev/Sec final/rev/2)

6.14.2.8の項目名だったCompilations of Musical Worksを、Recording the Preferred Title for a Compilation of Musical Works by One Composer (下線筆者) と改題して再構成した。

それとともに6.14.2.8.3-6.14.2.8.5に列挙されていた、次の20の定型的総合タイトルを例示扱いとし、用語集から削除した。これは定型的総合タイトルに関わる様々な語彙のリストが並存する現状に鑑み、目録規則によって拘束せず個々のデータ作成機関の裁量に任せべきとの判断によるものである。「楽曲の種類」の再定義の紹介は省略する。

Brass Music; Chamber Music; Choral Music; Concertos; Instrumental Music; Keyboard Music; Motion Picture Music; Musicals; Operas; Orchestra Music; Piano Music; Piano Music, 4 Hands; Piano Music, Pianos (2); Polonaises; Quartets; Sonatas; Songs; String Quartet Music; Violin, Piano Music; Vocal Music

[21]聖書の部分に関する規定の改訂 (6.23.2.9.2–6.23.2.9.5 and 6.23.2.9.7)

(6JSC/LC/31/rev/Sec final/rev/2)

6.23.2.9.2では、個々の書 (book) の名称は欽定訳 (Authorized Version) による、との規制がなくなった。前項[20]と共通の一種の“規制緩和”である。6.23.2.9.3では、書のグループ (例: Five Scrolls) のリストが本文から削除されツールキットのTools Tabへ移された。

[22]宗教著作の表現形の日付に関する規定 (6.24) の削除、および聖書の表現形を表す典拠

形アクセス・ポイントに関する規定 (6.30.3.2) の変更 (6JSC/ALA/34/rev/Sec final)

検討の結果は当該件名とやや異なる。一般著作・一般著作の表現形・宗教著作の表現形の各日付の範囲に関する規定 (6.4.1.1, 6.10.1.1, 6.24.1.1) に、共通に“known”という語を挿入することによって、日付について三者間の統一をもたらした改訂である。6.10.1.1を以下に引用する (下線筆者)。

If no specific date can be identified as the date of expression, treat the date of the earliest known manifestation embodying the expression as the date of expression.

[23]音楽作品の表現形を表す典拠形アクセス・ポイントに関する規定、6.28.3の改訂提案

(6JSC/MusicWG/4/rev/Sec final/rev)

一般著作の表現形を表す典拠形アクセス・ポイントに関する規定 (6.27.3) への接近を目指して、大きく改訂された。音楽作品の表現形を表す典拠形アクセス・ポイントを構築するに当たって、優先タイトルの後に付加する順序は、表現種別 (content type)、表現形の日付、表現形の言語であって、これらの後に初めて音楽作品の表現形のその他の特性を加えるよう規定し直した。

これは従来、とかく音楽作品の表現形固有の要素に目を向けた規定と鋭い対照をなす。そしてかつての次の諸箇条が廃止された。

6.28.3.1 General Guidelines on Constructing Authorized Access Points Representing Musical Expressions, 6.28.3.2 Arrangements, Transcriptions, Etc., 6.28.3.2.1 Arrangements of "Classical," Etc. Music, 6.28.3.2.2 Arrangements of "Popular" Music,

6.28.3.3 Added Accompaniments, Etc., 6.28.3.4 Sketches, 6.28.3.5 Vocal and Chorus Scores, 6.28.3.6 Translations

[24]RDA における色彩の内容 (color content) (6JSC/CILIP/4/Sec final)

改訂の対象は具体的には第7章の7.17である。色彩の内容の記録について monochrome と polychrome の2語から成るリストが提示された (7.17.1.3)。ただし、代替のリストを使用する、との別法が伴うが、これは別法を待つまでもなく既に序説の0.12で規定されていることである。また静止画像などの資料別の規定 (7.17.2-5) が廃止された (項番は維持)。

[25]再生時間 (duration) の記録に関する規定 (7.22) とキャリアに関する注記 (3.21) の明確化 (6JSC/ALA/36/rev/Sec final/rev)

混濁していた旧規定を整理した改訂である。まず 7.22.1.1 (Scope) において playing time 等が一括して再生時間としてまとめられ、用語集にも “The playing time, running time, performance time, etc., of the content of a resource.” と定義された “duration” が含まれた。その上で、かつての 7.22.1.3(Playing Time, Running Time, Etc.), 7.22.1.4 (Performance Time), 7.22.1.5(Duration of Individual Parts) が、以下の項目名の下に大幅に改訂された。

7.22.1.3 Recording Duration

7.22.1.4 Duration of Component Parts

7.22.1.5 Details of Duration

これらのうち、7.22.1.3 で再生時間の記録法が、①容易に確認できる場合、②おおよその時間が判明する場合、③不明な場合に三分して規定され、7.22.1.4 で構成部分の時間の記録法が規定され、7.22.1.5 で詳細に記録する場合の方法が規定された。このような整理に伴い、資料の表示と実態に差がある際はともに記録する、との任意規定がなくなったので、実態のみを記録することとなる。改めて再生時間が体现形の要素ではなく、表現形のそれであることを意識させられる廃止である。

なお、従来の 7.22.1.6 (音響および (または) 動画像と、テキスト、静止画像等の双方を含む資料) は削除された。上掲の条項によってカバーできるとされたからであろう (あわせて、この種の資料の注記に関する第3章の 3.21.2.10 も削除された)。

V. 第9-16章

[26]その他の名称としての、名の後の文字 (Post-nominal letters as Other Designation)

(9.6.1.9 と 9.19.1.7 への例示の追加および付録 E への付加) (6JSC/BL/19/Sec final)

当初案の範囲は件名どおりであったが、結果としては、個人の称号 (title of the person) の範囲が変更された。即ち、9.4.1.1 (Scope) の第一文で、次のように個人の称号から「階級・尊称・役職を示す別の名辞」(下線部分) が除かれた (ちなみに、term の訳を旧論の「語」から「名辞」へ変更する)。

Title of the person is a word or phrase indicative of royalty, nobility, or ecclesiastical rank or office, a term of address for a person of religious vocation, or another term indicative of rank, honour, or office.

↓

Title of the person is a word or phrase indicative of royalty, nobility, ecclesiastical rank or office, or a term of address for a person of religious vocation.

その一方で直下へ第二文として、次の一文が挿入された（なお、付録 E への付加は不要とされた）。

個人の称号には、学位または組織の成員を表すイニシャルおよび（または）略語をはじめとする、階級・尊称・役職を示す他の名辞が含まれる（Title of the person includes other terms indicative of rank, honour, or office, including initials and/or abbreviations representing an academic degree, or membership in an organization.）。

だが、これでは個人の称号に広狭二種が生じてしまう。理解しがたいところである。

[27]個人を表す典拠形アクセス・ポイントへの付加の優先順位（9.19 の改訂）

（6JSC/BL/20/rev/Sec final）

2013年の改訂のなかに、個人の優先名称への付加要素である「活動期間」と「専門分野・職業」の優先順位に関して、どちらが有用かは場合により異なるのでその順序は任意とし、隣り合ったこれら2要素を一箇条にまとめる改訂があった⁷⁾。このような付加要素間の優先順位の非拘束への傾向は、JSCの2014年の会合において、順位の判断をカタログガーに任せて規定からはずし、アプリケーション・プロファイルへ移行することを検討するまでに進んだ⁸⁾。今度の改訂はその延長線上にあるわけだが、順位に関する規定が緩和された程度で大きな改変は先送りされ、統合されて日の浅い活動期間と専門分野・職業も別規定に戻された（9.19.1.5、9.19.1.6）。

[28]団体と結び付いた場所（11.3.1、11.13.1.3 の改訂）（6JSC/BL/22/rev/Sec final/rev）

従来、団体と結び付いた場所は、会議等の開催地と本部の位置（location of headquarters）に二分されていたが（11.3.1.3）、後者を「団体と結び付くその他の場所（other place associated with the corporate body）」という包括的な名称と範囲に改めた。本部の位置と、団体と結び付くその他の場所の範囲の相違は、以下の新しい一文に示されている。

団体と結び付くその他の場所には、団体および団体の本部の位置と結び付いた国、州、県、特定の場所（local place）などが含まれる（11.3.3.1）。

[29]団体の活動分野（11.10.1.3 の改訂）（6JSC/BL/23/Sec final）

11.10.1.3 の第一文、「団体の活動分野を記録する。（Record the field or fields of activity of the corporate body.）」の末尾に、“by recording a term indicating the field” というフレーズを加え、表現形式を明確にした。

[30]団体を表すアクセス・ポイント中のイニシャルまたは略語への付加としての完全形（11.13.1.2）（6JSC/BL/24/Sec final/rev）

2014年に「団体とは思えない名称への付加」から「団体の種類」へ改題された11.13.1.2であるが⁹⁾、今度は例示が、例えば次のようなイニシャルや略語に付加するものと大幅に入れ替えられた。そして、ここにあった団体とは思えない名称に付加する例示は、11.13.1.1(団体を表す典拠形アクセス・ポイント構築の一般的ガイドライン)の下へ移された。

U.S. Open (Golf tournament)

U.S. Open (Tennis tournament)

[31]16.2.2.8 (法域に対する地名(Place Names for Jurisdictions))の改訂
(6JSC/LC/27/Sec final)

RDAにおいて法域の種類を扱っている規定には、①地名の一部(例: County KerryのCounty)に関する本条だけではなく、②団体のエレメント・サブタイプに関する11.7.1.5と、③政府に対する典拠形アクセス・ポイントへの付加部分(例: Cork (Ireland)の括弧内)に関する11.13.1.6もあることを確認した上で、次のように旧本条を縮約した。

まずタイトルを「法域の種類を示す用語(Terms Indicating Type of Jurisdiction)」に改題した。そして旧細目16.2.2.8.1(法域の種類を示す用語を含む地名)の条項番号とタイトルを削除し、本文のみを残した。さらに、残りの旧細目16.2.2.8.2(法域の種類を示す用語を要する地名)を廃止した上で、②と③へ参照を設けた。

VI. 第23章ほか

[32]RDAにおけるハイレベルの主題の関連(6JSC/TechnicalWG/3/Sec final)

当該ワーキング・グループは、RDAをFRSADと調整するため当初6項目の勧告を行い、このうちの2つにより次項[33]の改訂が実現した。この事情で6JSC/TechnicalWG/3/Sec final自体には内容がなく、次項の6JSC/ALA/31/rev/Sec final/revへ参照されている。

[33]第23章における主題関連要素(6JSC/ALA/31/rev/Sec final/rev)

これまでタイトルだけのplaceholder chapterのみ確保され、テキストはことごとく保留されてきた主題の領域の一角に、初めてテキストが登場した改訂なので、ほかの項目よりやや詳しく述べたい。

改訂の範囲は、主題に関わる全ての章のうち第23章のみの規定化であり、同時に、資料間の関連を扱うセクション8(第24-28章)に位置付けられていた記述の関連(descriptive relationships)の、第23章への移動である。

記述の関連とは、ある資料と、それを紹介、批判あるいは批評する資料(例えば書評)との関連であり、これまで著作相互・表現形相互・体現形相互・個別資料相互の関連の一種とされてきた(付録J.2.3, J.3.3, J.4.3, J.5.3)。しかしながら、テクニカル・ワーキング・グループ(前項[32]を参照)は、この関連を主題の関連の一種であると把握し直した¹⁰⁾。今回の以下の改訂は、この位置付けの変更に立脚しているのである。

(1) 第23章のタイトルの変更とテキストの提示

General Guidelines on Recording Subject of a Work

→General Guidelines on Recording Relationships between Works and Subjects

全体の構成は次のとおりである。

23.1 Terminology

23.2 Functional Objectives and Principles

23.3 Core Elements

23.4 Subject Relationship

23.5 Relationship Designator

23.1における用語定義のうち、奇異に感じられるのは“subject”（23.1.3）である。定義は次のようである。

The term *subject* refers to a term, phrase, classification number, etc., that indicates what the work is about.

このように定義された語を「主題」と訳すわけにはゆかず、「主題語」と訳しておく。

23.2では、関連の目的を「利用者が特定の主題に関するあらゆる著作を発見することを可能にする」と述べる。

23.3と23.4において、“subject relationship”がコア・エレメントと指定され、以下のように定義された。関連の表現手段は、識別子か典拠形アクセス・ポイントの一つ以上である。

Subject relationship refers to the relationship between a work and an identifier, an authorized access point, and/or a description that indicates what the work is about.

23.5の関連指示子については次に述べる。

(2)付録M “Relationship Designators: Subject Relationships” の新設

記述の関連指示子を列挙した部分であるJ.2.3, J.3.3, J.4.3, J.5.3をそのまま移行して（ただし若干増補）、次のように新たな付録を設けた。ちなみに、Joint Steering Committee for Development of RDAは、付録が関連指示子の提示にとって適切な場ではないことに合意したという¹¹⁾。あるいは将来、本文に組み込まれるのであろうか。

Work as Subject of a Work

described in (work)

analysed in (work)

commentary in (work)

critiqued in (work)

evaluated in (work)

reviewed in (work)

description of (work)

analysis of (work)

commentary on (work)

critique of (work)

evaluation of (work)

review of (work)

Expression as Subject of a Work

described in (expression)

(中略)

Manifestation as Subject of a Work

described in (manifestation)

(中略)

Item as Subject of a Work

described in (item)

(以下略)

(3) 付録J.2.3, J.3.3, J.4.3, J.5.3の改訂

この箇所は前述のようにその内容をMへ移行したが、その後が“Referential Work Relationships”, “Referential Expression Relationships”などと改称された。だが名称のみでその下に具体的な関連指示子は掲示されず、将来の公開時へ持ち越された状態にある。

最後に今回の改訂範囲が、RDAに含まれる11実体のうち第1グループに属する4実体のみにとどまっていることを確認しておきたい。これは目下、IFLA目録部会でFRBRファミリー (FRBR, FRAD, FRSAD) の統合版の編集が進行し、その完成を待っているためである。

[34]付録D.0とD.1の変更 (6JSC/BL/17/Sec final/rev)

RDAのエレメントとメタデータ・スキーマとのマッピングである、「付録D 記述データのためのレコード構文 (Record Syntaxes for Descriptive Data)」の改訂である。D.0 Scope が以下のように書き換えられた。

この付録は以下のものを提供する。

ISBDとRDAのエレメント・セットとの調整へのリンク (D.1.1を参照)

ISBD仕様準拠のデータの表示に関する指針 (D.1.2を参照)

*MARC 21 format for bibliographic data*で定義された可変長フィールドおよびサブフィールドと、対応するRDAのエレメントとのマッピングへのリンク (D.2を参照)

この書き換えは、D.1.1とD.2の本文がなくなり、RDA外の資料を参照することを表す。

さて、文中にその一端に触れたが、RDAの周辺とそれ自体に大きな変化の予兆が察せられる。RDAの外部環境と密接に関連する部分は、当分改訂を抑制する、との意向も伝えられた¹²⁾。

筆者個人としては、当面の大きな検討対象は著作の集合 (compilation, aggregate) であると考えている。著作の集合も一つの著作である、とするのがRDAの仮定であるが、これではいかにも不十分であり一層の解明を待ちたい。

注 (アクセス日2015/10/27)

1)古川肇「RDA改訂項目総覧—改訂の開始から2014年まで—」『資料組織化研究-e』No. 66 (2015.3)p.1-25

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/03/66-201503-1-PB.pdf>>

2)読解に当たっては次のブログまたは記事を参照した。

Attig, John. Joint Steering Committee Meeting Blog<<http://sites.psu.edu/jscblog/>>

RDA Update 2015: Summary Details

<<http://www.bl.uk/bibliographic/pdfs/rda-update-2015-summary-details.pdf>>

LC Summary of RDA Updates for April 2015 Toolkit Update

<http://www.loc.gov/aba/rda/pdf/summary_rda_changes_2015.pdf>

3)前掲1)p.16

4)RDA elements: 6JSC/RDA/Element analysis table/rev/3. 2015.

<<http://linkis.com/www.rda-jsc.org/site/1bhKC>>

5)前掲1)p.17

6)古川肇「RDAの評価」『資料組織化研究-e』No. 60 (2011.3)p.6

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/60-201103-1-PB.pdf>>

7)前掲1)p.17

8)同上

9)これに関連して、前掲1) p.23の「[17]11.7 [(団体と結び付くその他の語句)] および11.13 [(団体を表すアクセス・ポイントの構築)] の改訂」の下の記事は、改訂の内容を全く把握しそこなったものであった。ここに件名を除く本項全文を取り消し、以下に差し替え文を記す。

従来、「団体とは思えない名称」およびそれへの付加という条項名であった 11.7.1.4 および 11.13.1.2 を「団体の種類」と改題した。その上で、団体の種類はデータ作成機関の優先言語で記録することや、団体の種類を示す語を付加するのは、複数の団体が同一あるいは類似する名称をもつため、混乱を生じる恐れがある場合であることを規定した。

10)この関連指示子については、筆者も次の旧論で「件名目録法でいう固有名件名の一部に相当する。」と指摘した。「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立 —RDAの完成—」『資料組織化研究-e』

No.59(2010.12)p.30<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/59-201012-2-PB.pdf>>

11) Attig, John. Joint Steering Committee Meeting Blog

12) JSC Takes Pragmatic Approach to Period of Change. 2015.

<<http://www.rda-jsc.org/workingprinciple.html>>

【付記】 [1]とそれに関連する[8]は、2015年11月22日現在、まだToolkitに反映されていない。理由は不明である。(2015年11月23日)

(ふるかわ はじめ)

(2015年10月27日受付)

(2015年11月23日受理)